

第1章

子ども・子育て

子どもが健やかに成長でき、
子育ての楽しさを感じられるまち

- 施策番号1 少子化対策の推進
- 施策番号2 児童福祉の推進
- 施策番号3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
- 施策番号4 青少年健全育成の推進

施策番号

1

少子化対策の推進

目的

少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・国は令和2（2020）年度に新たな「少子化社会対策大綱」を定め、総合的かつ長期的に少子化に対処していくこととしています。
- ・平成27（2015）年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、独身男女の約9割が結婚の意思を持ち、夫婦が希望する子どもの数も2人以上ですが、平成30（2018）年の合計特殊出生率*は1.42となっており、平成25（2013）年以降ほぼ横ばいで推移しています。
- ・全国的に未婚化・非婚化が進み、25歳から39歳までの未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- ・令和2（2020）年1月1日現在の本市の年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）別人口構成は、年少人口（14歳以下の人口）の構成比が約12.4%となり、平成28（2016）年度から約0.6%減少しています。また、平成30（2018）年の本市の合計特殊出生率は1.25であり、出生数についても平成25（2013）年以降、減少傾向が続いており、今後も少子化が進み、中でも0歳から5歳までの就学前児童の減少が見込まれています。
- ・本市では、妊娠期からのさまざまな悩みや不安を解消するための支援体制の整備や、地方創生の取組を進めるなど、安心して出産や子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

課 題

- ・少子化の傾向に歯止めをかけるため、子育て世代のほか、これから結婚や子育てを考える世代に対する支援を含めた総合的な施策を推進していく必要があります。
- ・結婚し、子どもを産み育てたいというニーズを喚起し、それに応える機会や場を提供するなど、きめ細かな対応が必要です。

就学前児童人口の推移



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

*平成23年及び平成24年の値は、住民基本台帳法改正前の住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課）

- ① 結婚、妊娠、出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課、広聴課、こども政策課）

- ① 若者がパートナーと出会い、結婚に結び付くよう支援するとともに、結婚、妊娠、出産、子育て等についての知識の普及に努め、将来を考える機会の提供を図ります。

3 妊娠期からの切れ目ない支援（こども政策課、健康管理課、健康づくり支援課）

- ① 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。
- ② 関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、子育て期にわたる母子保健の充実を図ります。 ●関連 [No.9 健康づくりの推進]
- ③ 小児医療に係る事業や助成制度の安定的な運用を図ります。

●関連 [No.10 保健衛生・医療体制の充実]

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども家庭課、保育課）

- ① 多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。
- ② 保育所等に入所する満三歳未満の子どものうち、第三子以降の利用者負担額（保育料）を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や子育て世代へのしごと支援（雇用支援課）

- ① 若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ② 子育て世代に対して就労の支援を行うとともに働きやすい職場環境づくりに努めます。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善、No.41 男女共同参画の推進]

指標		実績値（R1）	目標値（R7）
出生数（人／年）		2,401	2,500
乳幼児健診受診率（％）	4 か 月 児	95.9	97.0
	1 歳 6 か 月 児	96.6	98.0
	3 歳 児	93.7	97.0

施策番号

2

児童福祉の推進

目的

安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・国はひとり親家庭の保護者やその子どもへの支援を強化しています。
- ・子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は令和元（2019）年度に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- ・平成28（2016）年度の「児童福祉法」の改正により、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備が求められています。
- ・全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成30（2018）年度には過去最多となりました。
- ・本市では児童虐待防止SOSセンターにおいて、児童虐待に関する相談に対応しており、相談件数は増加傾向にあります。
- ・子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- ・子育てサークル等の自主的な活動を支援していますが、子育てサークルの数は減少傾向にあります。
- ・保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門知識を有する家庭児童相談員を配置しています。
- ・本市では、障害児通所支援*の利用は年々増加しています。
- ・平成31（2019）年4月に、新たに川越市児童発達支援センターを設置し、定員増や機能の拡充など、支援体制の充実を図りました。



児童発達支援センター

課 題

- ・子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制を強化し、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- ・地域における子育ての支え合いや自主的な活動を引き続き促進する必要があります。
- ・相談体制の充実を図るなど、児童虐待への対応を強化していく必要があります。
- ・貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、支援を必要としている子どもたちに直接支援を届けることが必要です。
- ・ひとり親家庭などの支援を要する子どもや障害のある子どもとその家庭に対する支援が必要です。



子育て支援センターの様子

*障害児通所支援：児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童福祉法による支援。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

- 1 子育て家庭への支援体制の充実（こども政策課、こども育成課）
 - ① 教育・保育、地域の子育て支援事業等に関する情報提供、助言等の充実を図ります。
 - ② 育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
 - ③ 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。 ●関連 [No.7 地域福祉の推進]
- 2 地域の支援体制の充実（こども育成課）
 - ① 子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
 - ② 地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。 ●関連 [No.7 地域福祉の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- 3 児童虐待の防止に関する取組の推進（こども家庭課）
 - ① 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や早期対応を図るために虐待防止対策の充実を努めます。 ●関連 [No.40 平和で思いやりのある社会づくり、No.41 男女共同参画の推進]
 - ② 子ども家庭支援に係る業務や児童虐待への対応等の支援業務を行う体制を整え、相談や養育に関する支援、児童虐待への対応の充実を努めます。
- 4 子どもの貧困対策に関する取組の推進（こども政策課、こども家庭課）
 - ① 地域の関係者が連携・協力し支援できる体制の整備を図り、子どもの貧困対策を推進します。 ●関連 [No.7 地域福祉の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
 - ② 次代を担う子どもたちが将来自立して生活することができるよう、子どもたちへの直接的な支援につながる取組を推進します。 ●関連 [No.8 社会保障の充実、No.12 生きる力を育む教育の推進]
- 5 ひとり親家庭等自立支援（こども家庭課）
 - ① ひとり親家庭など、支援が必要な家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- 6 障害児施策の充実（障害者福祉課、保育課、療育支援課）
 - ① 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、相談・支援の充実を努めます。 ●関連 [No.6 障害者福祉の推進、No.12 生きる力を育む教育の推進]

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
子育て支援拠点の設置数（か所）	24	26
ファミリー・サポート・センター依頼会員 実利用者数（人／年）	268	350
ひとり親家庭の就業実績（人） ※目標値は累計	119	500

施策番号

3

幼児期の教育・保育と学童保育の充実

目的 仕事をする親を支援するとともに、安心して子どもを育てることができる環境をつくること。

施策を取り巻く状況

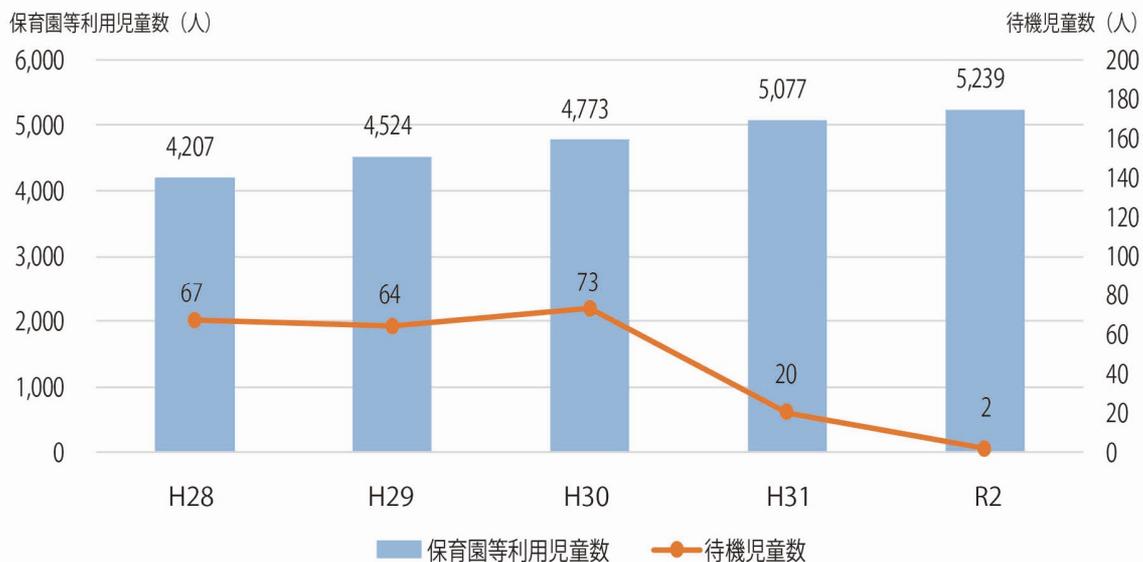
現 状

- ・質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することなどを目的とした、子ども・子育て支援新制度が平成27（2015）年度から開始され、令和元（2019）年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されています。
- ・令和2（2020）年4月現在、市内には、認定こども園7園（定員1,024人）、保育園56園（定員4,786人）、地域型保育事業所が29事業所（定員485人）、幼稚園が26園あります。
- ・保育園等に入所する児童は平成21（2009）年度から年々増加していますが、保育園等の整備等により、令和2（2020）年4月の待機児童数は平成21（2009）年度から減少し、2人になりました。
- ・市立小学校全32校地内において市が運営している学童保育室及び民間放課後児童クラブ1施設にて、児童の放課後等の安全・安心を確保し、健全な育成を図っています。

課 題

- ・子ども・子育て支援新制度に対応した幼児期の教育・保育の支援を充実する必要があります。
- ・今後も就学前児童の減少が見込まれる中で、保育の量については適切なマネジメントが必要です。
- ・学童保育について、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた環境整備が必要です。また、一部施設の狭あい化への対応が必要です。

保育園等利用児童数*、待機児童数の推移



川越市保育課調べ（各年4月1日）

* 保育園等利用児童数：市外への委託児童は含み、市外からの受託児童は除く。「保育園等」には保育園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）、認定こども園（保育認定）が含まれる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

- 1 幼児教育・保育の充実（こども政策課、こども育成課、保育課）
 - ① 保育ニーズ等を勘案し、子ども・子育て支援新制度に対応する幼稚園または認定こども園への移行を支援します。
 - ② 通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の量の確保や質の向上により、子育てしやすい環境づくりを図ります。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
 - ③ 入所児童に対して快適な保育環境を提供するとともに、保育ニーズに応じた市立保育園の建物や設備の改修を行います。
 - ④ 保護者の就労等の理由で、自宅での保育が困難な病気または病気回復期にある児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]

- 2 学童保育室及び民間放課後児童クラブの充実（こども育成課、教育財務課）
 - ① 就労等により保護者が常時留守になっている児童の放課後等の安全・安心を確保し、保育の質の向上と健全な育成を図ります。 ●関連 [No.29 就労の支援と労働環境の改善]
 - ② 学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
 - ③ 社会状況の変化や保護者の就労形態の多様化等に対応するため、民間放課後児童クラブを活用するなど、放課後等の子どもの居場所の確保を図ります。



子どもたちの笑顔があふれる市内保育園の様子

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
保育園待機児童数（人）	20	0
認定こども園の累計数（園）	6	7

施策番号

4

青少年健全育成の推進

目的

社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

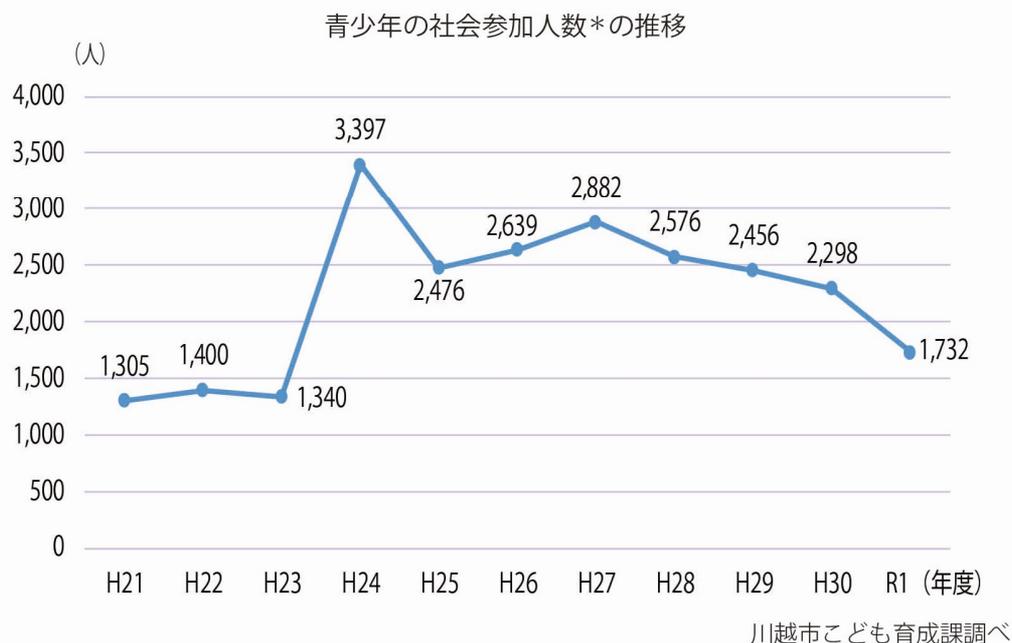
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ SNS 等のコミュニケーションツールの普及や就労形態の多様化など、青少年を取り巻く環境が変化しています。
- ・ いじめや社会への不適應等を原因とする不登校やひきこもりの若者がみられます。
- ・ 少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談等を通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- ・ 青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進するため、青少年を育てる地区会議や青少年団体の活動を支援しています。
- ・ 児童館では、健全な遊びの提供とともに豊かな感性を育む各種教室を実施しており、児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3か所の児童館利用者は、令和元（2019）年度で131,566人となっています。
- ・ 令和元（2019）年度で児童遊園は市内144か所にあり、子どもの安全と健全な育成を図ることを目的として、自治会と市で協同管理を行っています。

課 題

- ・ 青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- ・ 少年補導員の高齢化等による担い手の不足に対応するため、新たな人材の確保に努める必要があります。
- ・ 中高生の社会参加を促す機会の充実を図るとともに、地域や青少年団体等、市民の活動と連携した居場所づくりを推進する必要があります。
- ・ 児童遊園を安全に利用してもらうため、計画的に遊具の修繕等維持管理を行っていく必要があります。



* 青少年の社会参加人数：川越市青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア活動等への参加人数。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① ボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する青少年の意欲の向上を図ります。 ●関連 [No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 川越市青少年を育てる市民会議*等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。 ●関連 [No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④ 中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。 ●関連 [No.11 生涯学習活動の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ⑤ 市民の活動と連携した子どもの居場所づくりの推進を図ります。

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生を対象に子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなど、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進及び青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。 ●関連 [No.12 生きる力を育む教育の推進]
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じたPR等を実施し、幼児及び児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園の整備に努めます。 ●関連 [No.26 公園・緑地の充実]
- ② ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りながら豊かな感性や情緒を育む事業を児童館において展開します。



青少年相談員によるイベント

指標	実績値（R1）	目標値（R7）
青少年団体が行う活動事業回数（回／年）	68	70

*川越市青少年を育てる市民会議：青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するために、関係機関・団体により構成された組織。

